

第7期（平成30～32年度）



佐賀中部広域連合

介護保険事業計画

概要版

佐賀市・多久市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町で構成する「佐賀中部広域連合」では、

介護が必要となっても

その人らしく暮らし続けることができる

地域社会の構築

をめざし、一体となって介護保険制度の運営を行っていきます。

平成30年3月



佐賀中部広域連合

佐賀中部広域連合介護保険事業計画とは

介護保険の運営は、佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町の4市1町の区域において、4市1町が共同で設置した佐賀中部広域連合が実施しています。この運営を円滑に行うため、「佐賀中部広域連合介護保険事業計画」を定めます。

「介護保険事業計画」は、策定から3年ごとに見直すこととなっており、平成12（2000）年に制度が導入されて以来、今回が7期目の計画となります。

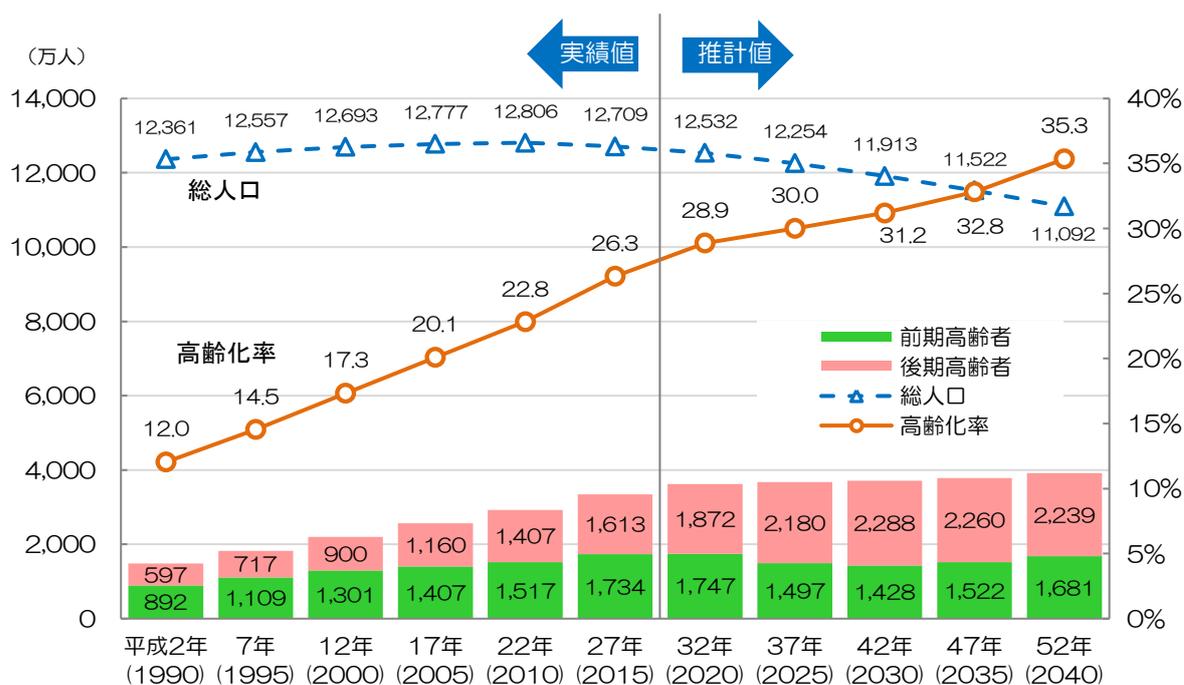
第7期計画の策定にあたっては、第6期までの実績と、平成37（2025）年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進を踏まえた制度改正により、関係者の意見を十分に取り入れて検討を行いました。

我が国の高齢化の現状

我が国の高齢者（65歳以上の方）の人口は、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37（2025）年には、3,677万人に達すると見込まれています。

総人口は、減少する見込みの中で、高齢者が増加するため、高齢化率は上昇を続け、平成27（2015）年には26.3%でしたが、平成37（2025）年には30.0%になると推計されています。

急速に高齢化が進む中で、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能とすべく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要です。



資料: (27年まで)国勢調査、(32年以降)国立社会保障・人口問題研究所

第7期介護保険事業計画の基本的姿勢

介護保険事業の円滑な運営のためには、自立支援及び介護予防・重度化防止の推進、介護給付等対象サービスの充実・強化、在宅医療・介護連携を図るための体制の整備などを勘案し、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるような体制の構築が必要となります。

基本理念である「**介護が必要となってもその人らしく暮らし続けることができる地域社会の構築**」に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進、それを進める地域づくり、認知症施策の推進、効果的・効率的な介護給付の推進などに取り組み、以下の方向性の下、各種取組を実施します。

●● 第7期介護保険事業計画の方向性

(1) 高齢者の自立と尊厳

高齢者が介護を必要とする状態になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする高齢者の自立と尊厳を支えるケアを確立します。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護給付等対象サービスを提供する体制の確保や地域支援事業の実施を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

(3) 在宅医療・介護連携の充実

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で継続して日常生活を営めるよう、在宅医療・介護連携の体制整備の推進を行います。

(4) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減を目的として、高齢者の自立支援に資する取組を推進します。

(5) 生活支援体制の整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために、構成市町の一般福祉施策等も併せた体制の推進を行います。

(6) 認知症施策の推進

認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりなどに取り組み、併せて構成市町や地域包括支援センターなどの各機関との連携や諸制度の活用を図ります。

(7) 高齢者の社会参加を含めた地域づくり

高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。

(8) 制度を支える人材の確保及び育成

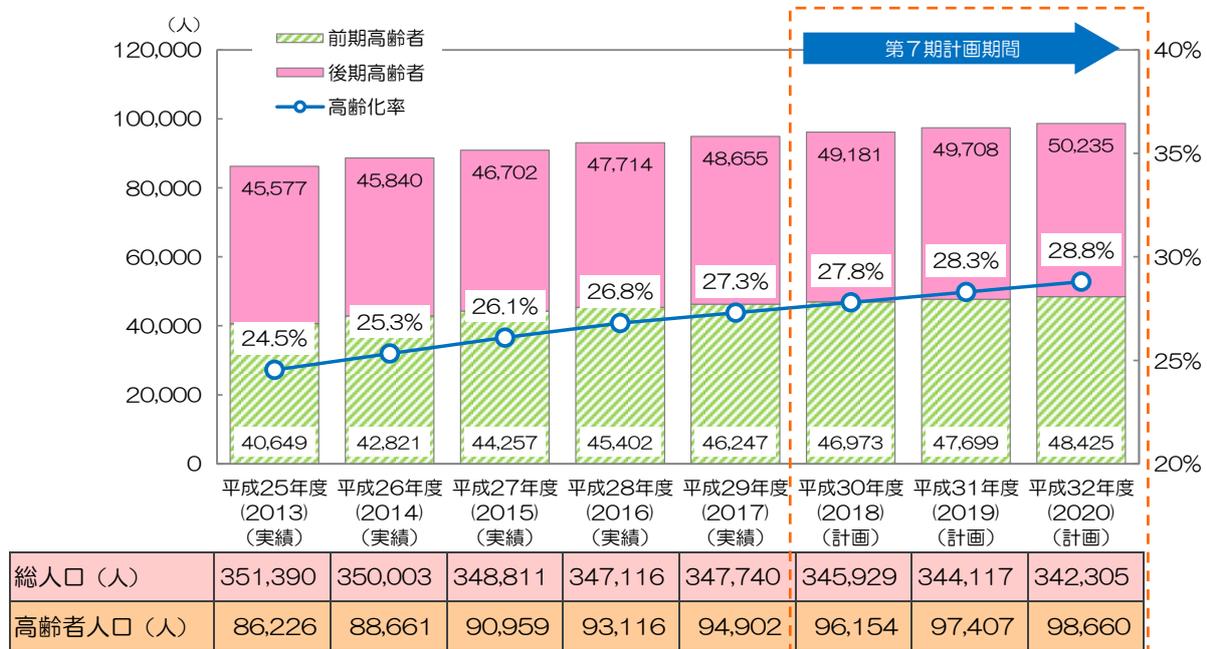
介護給付等対象サービスに携わる質の高い人材を安定的に確保するための取組を講じる必要があり、介護保険者として介護職からの離職防止に取り組みます。

(9) 効果的・効率的な介護給付の推進

介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、効果的・効率的な介護給付を推進します。

佐賀中部広域連合圏域における高齢者の現状と将来推計

佐賀中部広域連合の総人口は、平成29年度以降も減少の見込みとなっており、一方、高齢者人口は、増加の見込みとなっています。このため、高齢化率もあわせて上昇の見込みとなります。

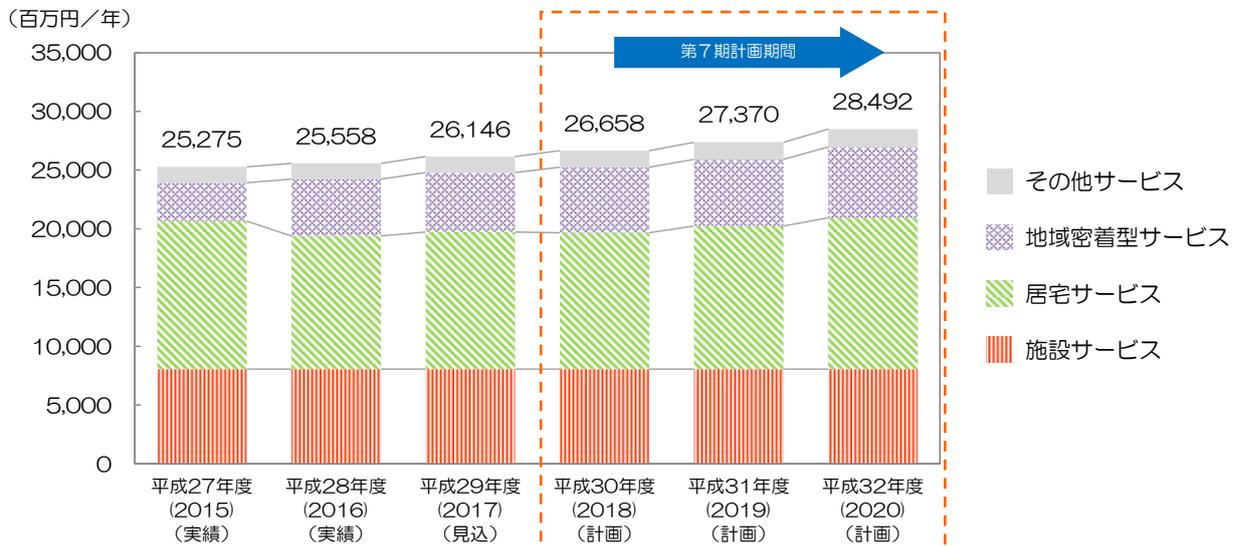


資料:佐賀中部広域連合 各年度9月末現在

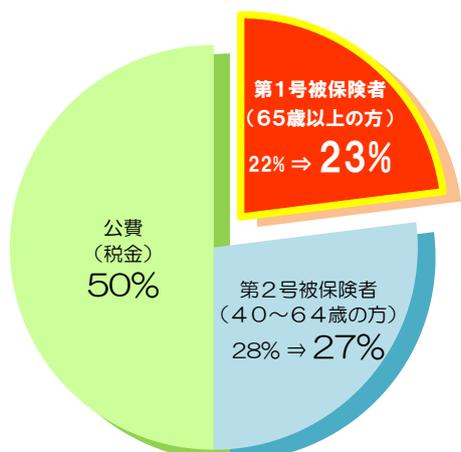
給付費の推移と今後の見込み

●●サービス分類別給付費の推移と今後の見込み

本広域連合の各種サービスの給付費の合計額は、高齢者人口の増加見込みに伴い、増加の見込みとなっています。サービス分類別の給付費の内訳をみると、居宅サービスが最も多くなっており、今後も在宅で受けられるサービスを中心に給付費が伸びていくと見込んでいます。



保険料算定にあたって



佐賀中部広域連合に直接納めていただく第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、介護サービスと地域支援事業の費用のうち、第1号被保険者が負担する額を、第1号被保険者数で割ったものを基準として算出します。

✓ 総給付費のうち、第1号被保険者が負担する割合が、22%から23%に変更されています。

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料

第7期における、所得段階ごとの保険料は以下の表のとおりです。高所得者の多段階による負担によって、保険料の額が引き下げられています。第7期については、第1～3段階のうち、公費負担による軽減策が行われる段階があります。

所得段階	対象となる方	率	保険料
第1段階	・生活保護者、老齢福祉年金で世帯全員非課税 ・世帯全員非課税で「所得※」が80万円以下の方	基準額 ×0.5	2,980円/月 35,760円/年
第2段階	世帯全員非課税で「所得※」が120万円以下の方	基準額 ×0.75	4,470円/月 53,640円/年
第3段階	世帯全員非課税で上記を除く方	基準額 ×0.75	4,470円/月 53,640円/年
第4段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で 「所得※」が80万円以下の方	基準額 ×0.9	5,364円/月 64,368円/年
第5段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で上記を除く方	基準額	5,960円/月 71,520円/年
第6段階	本人課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	7,152円/月 85,824円/年
第7段階	本人課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.3	7,748円/月 92,976円/年
第8段階	本人課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.5	8,940円/月 107,280円/年
第9段階	本人課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.7	10,132円/月 121,584円/年
第10段階	本人課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.9	11,324円/月 135,888円/年
第11段階	本人課税で合計所得金額が600万円以上の方	基準額 ×2.1	12,516円/月 150,192円/年

第1～4段階の「所得※」は、「合計所得金額＋課税年金収入額－課税年金に係る雑所得」のことです。

地域支援事業

地域支援事業は、高齢者の方が要介護状態や要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした事業です。

次の3つの事業から構築されています。

●●介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業では、高齢者が要介護状態等となることの予防に資する取組の推進や、要支援者等の要介護状態等の軽減や悪化防止のための自立支援に資する取組を推進します。

生活支援などを行うサービス事業と介護予防などを中心に行う事業に区分されますが、どちらの事業においても、住民主体の多様な生活支援、通いの場づくり、自立支援に向けた事業などは、4市1町が実施します。また、保険給付に準じた事業などは、広域連合が実施します。

●●包括的支援事業

おたっしゃ本舗（地域包括支援センター）が、総合的な相談や虐待防止などの権利擁護事業、地域ケア会議を通じた連携・協働の体制づくりなどを行うことにより、地域において、高齢者やそのご家族の方の支援を行います。

また、4市1町が、多様な主体の参画によるサービス実施などによる日常生活の支援、在宅医療と介護の連携、認知症を持つ高齢者の方への支援などを推進し、地域包括ケアシステムの深化・推進に資する事業です。

「おたっしゃ本舗（地域包括支援センター）」の一覧を右のページに掲載しています。
お住まいの場所による担当地区がありますので、ご確認ください。

●●任意事業

介護保険事業の運営の安定化や、地域における日常生活の支援のために、さまざまな事業を行っています。4市1町が実施する事業では、高齢者福祉事業と連携・補完し合うことで、より効果的な事業を実施します。

おたっしゃ本舗（地域包括支援センター） 所在地一覧



おたっしゃ本舗は、計23か所の設置となります。お気軽にご利用ください。

（ご注意ください）

小城市の担当地区が、2区域から3区域に変更になっています。

市町名	愛称 (正式名称)	住所	担当地区	電話番号
佐賀市	① おたっしゃ本舗 佐賀 (佐賀市地域包括支援センター)	佐賀市栄町1番1号 【佐賀市役所本庁舎内】	勸興・神野	40-7284
	② おたっしゃ本舗 城南 (佐賀市城南地域包括支援センター)	佐賀市南佐賀一丁目13番5号	赤松・北川副	41-5770
	③ おたっしゃ本舗 昭栄 (佐賀市昭栄地域包括支援センター)	佐賀市嘉瀬町大字扇町2358番地1	日新・嘉瀬・新栄	41-7500
	④ おたっしゃ本舗 城東 (佐賀市城東地域包括支援センター)	佐賀市兵庫町大字淵1903番地1	循誘・巨勢・兵庫	33-5294
	⑤ おたっしゃ本舗 城西 (佐賀市城西地域包括支援センター)	佐賀市本庄町大字本庄289番地3	西与賀・本庄	41-8323
	⑥ おたっしゃ本舗 城北 (佐賀市城北地域包括支援センター)	佐賀市若楠二丁目1番27号	高木瀬・若楠	20-6539
	⑦ おたっしゃ本舗 金泉 (佐賀市金泉地域包括支援センター)	佐賀市金立町大字千布2991番地1	金立・久保泉	71-8100
	⑧ おたっしゃ本舗 鍋島 (佐賀市鍋島地域包括支援センター)	佐賀市鍋島三丁目3番20号 鍋島シェストビル2階	鍋島・開成	97-9040
	⑨ おたっしゃ本舗 諸富・蓮池 (佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター)	佐賀市諸富町大字諸富津1番地2 【佐賀市諸富支所内】	諸富町・蓮池	47-5164
	⑩ おたっしゃ本舗 大和 (佐賀市大和地域包括支援センター)	佐賀市大和町大字尼寺1870番地 【佐賀市大和支所内】	大和町	51-2411
	⑪ おたっしゃ本舗 富士 (佐賀市富士地域包括支援センター)	佐賀市富士町大字古湯2685番地 【佐賀市富士支所内】	富士町	58-2810
	⑫ おたっしゃ本舗 三瀬 (佐賀市三瀬地域包括支援センター)	佐賀市三瀬村藤原3882番地6 【佐賀市三瀬保健センター内】	三瀬村	56-2417
	⑬ おたっしゃ本舗 川副 (佐賀市川副地域包括支援センター)	佐賀市川副町大字鹿江623番地1 【佐賀市川副支所内】	川副町	97-9034
	⑭ おたっしゃ本舗 東与賀 (佐賀市東与賀地域包括支援センター)	佐賀市東与賀町大字下古賀1193番地 【佐賀市東与賀支所内】	東与賀町	45-3238
	⑮ おたっしゃ本舗 久保田 (佐賀市久保田地域包括支援センター)	佐賀市久保田町大字新田1109番地1 【佐賀市久保田支所内】	久保田町	51-3993
多久市	⑯ おたっしゃ本舗 多久 (多久市地域包括支援センター)	多久市北多久町大字小侍7番地1 【多久市役所庁舎内】	多久市	75-6033
小城市	⑰ おたっしゃ本舗 小城 (小城市地域包括支援センター)	小城市三日月町長神田2312番地2 【小城市庁舎内】	三日月町	37-6108
	⑱ おたっしゃ本舗 小城北 (小城市北部地域包括支援センター)	小城市小城町723番地24	小城町	73-2172
	⑲ おたっしゃ本舗 小城南 (小城市南部地域包括支援センター)	小城市芦刈町三王崎1522番地 【小城市芦刈保健福祉センター内】	牛津町・芦刈町	66-6376
神崎市	⑳ おたっしゃ本舗 神埼 (神崎市地域包括支援センター)	神崎市神埼町神埼410番地 【神崎市役所本庁舎内】	神埼町	37-0111
	㉑ おたっしゃ本舗 神埼北 (神崎市北部地域包括支援センター)	神崎市脊振町広滝558番地2 【神崎市脊振支所内】	脊振町	59-2005
	㉒ おたっしゃ本舗 神埼南 (神崎市南部地域包括支援センター)	神崎市千代田町直鳥166番地1 【神崎市千代田支所内】	千代田町	34-6080
吉野ヶ里町	㉓ おたっしゃ本舗 吉野ヶ里 (吉野ヶ里町地域包括支援センター)	神埼郡吉野ヶ里町三津777番地 【吉野ヶ里町東脊振庁舎内】	吉野ヶ里町	37-0344

佐賀中部広域連合は 4市1町の共同運営です

佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町の4市1町では、佐賀中部広域連合という公共団体で、介護保険制度の運営に取り組んでいます。

本広域連合では、住民の皆さまが安心して暮らせるよう、住民の皆さまのご理解とご協力のもとに、今後もよりよい介護保険制度の運営を行っていきたいと考えています。



担当窓口 市町の高齢者福祉の	市町名	高齢者福祉担当課	電話番号
	佐賀市	佐賀市 高齢福祉課	0952-40-7284・7253
	多久市	多久市 地域包括支援課	0952-75-6033
	小城市	小城市 高齢障がい支援課	0952-37-6108
	神崎市	神崎市 高齢障がい課	0952-37-0111
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町役場 福祉課(東脊振庁舎内)	0952-37-0344	



佐賀中部広域連合

〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル5階
TEL.0952-40-1111 FAX.0952-40-1165

- 保険料や保険証について……………0952-40-1135(業務課)
- 介護認定について……………0952-40-1132(認定審査課)
- サービス事業所の指導について……………0952-40-1131(給付課)
- サービス利用や介護予防について…0952-40-1134(給付課)
- 介護保険制度全般についてのご相談……………
0120-652-114(フリーダイヤル)

ホームページ <http://www.chubu.saga.saga.jp/>
メールアドレス rengo@chubu.saga.saga.jp